

令和 6 年度 第 1 回宇治市部活動地域移行検討委員会

令和 6 年 7 月 25 日 (木) 18:00 ~
宇治市役所 8 階 大会議室

委嘱状交付

1 開会

2 出席者紹介

3 趣旨説明

4 委員長・副委員長の選出

5 報告及び協議事項

(1) 宇治市の学校部活動の状況について

(2) 国が進める地域移行について

(3) 学校部活動の地域連携・地域移行に関するアンケートについて

(4) 各団体の現状について

6 閉会

令和6年度 宇治市部活動地域移行検討委員会 委員名簿

【委員】

分 野	氏 名	役 職 等
学識経験者	長積 仁	立命館大学スポーツ健康科学部教授
スポーツ団体	平田 研一	宇治市スポーツ協会会長
	木村 孝	宇治市スポーツ少年団本部長
文化芸術団体	矢野 友次郎	宇治市芸術文化協会会長
	中西 秀樹	宇治市音楽連盟会長
PTA	青木 英明	宇治市連合育友会会長
学校関係者	林口 泰之	宇治市中学校長会会長 宇治市立木幡中学校校長
	杉本 清彦	宇治市中学校体育連盟会長 宇治市立槇島中学校校長
	清水 智博	宇治市中学校吹奏楽連盟副会長 宇治市立木幡中学校教頭
	須田 雄一	宇治市中学校教頭会会長 宇治市立北宇治中学校教頭
	村上 千紘	宇治市中学校部活動顧問代表 宇治市立黄檗中学校教諭

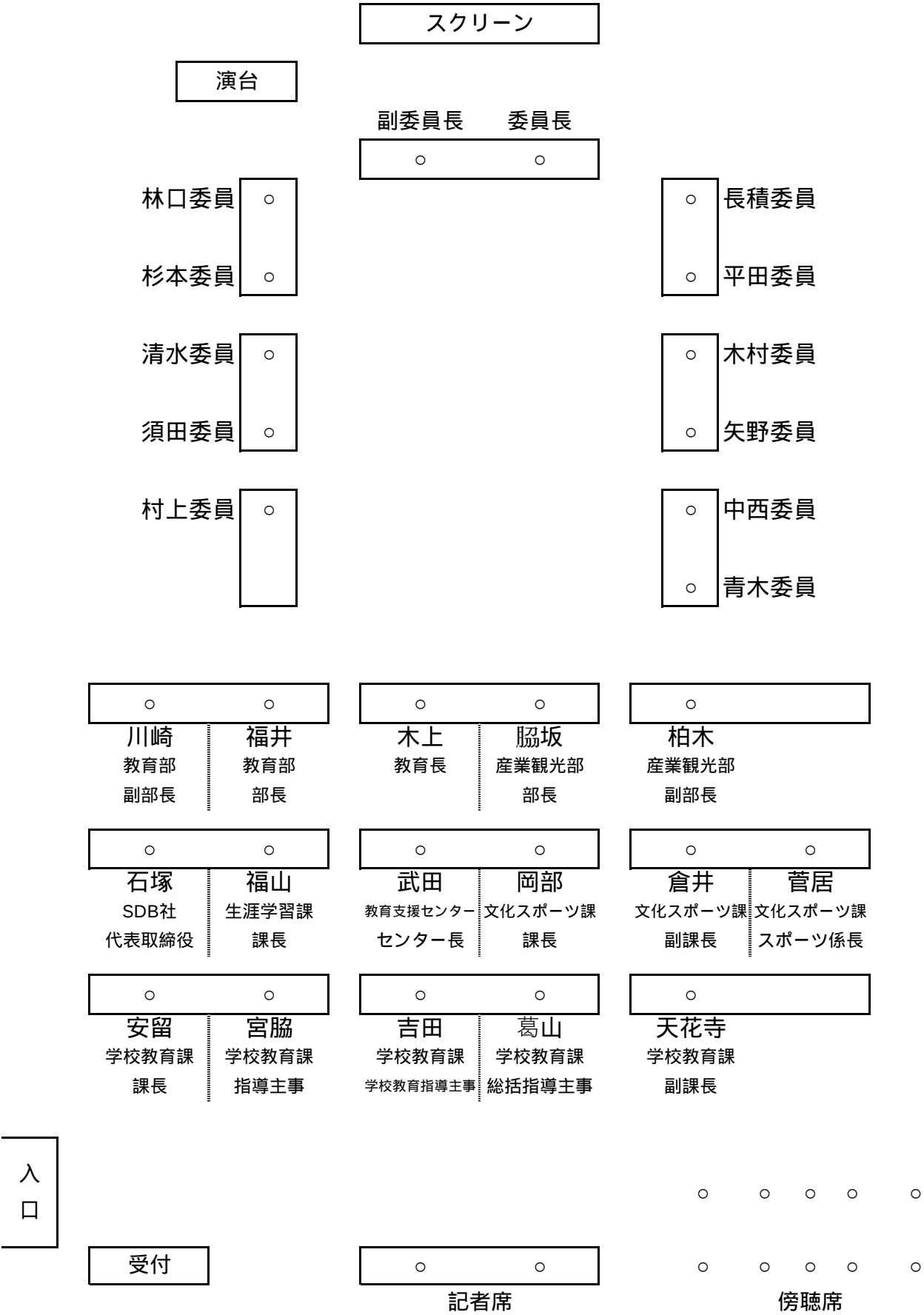
【事務局】

分 野	氏 名	役 職	分 野	氏 名	役 職
教育部	福井 康晴	部長	産業観光部	脇坂 英昭	部長
	川崎 吉隆	副部長		柏木 三奈	副部長
教育支援センター	武田 義博	センター長	文化スポーツ課	岡部 均	課長
学校教育課	安留 岳宣	課長		倉井 麗子	副課長
	天花寺 裕	副課長		菅居 聖承	スポーツ係長
	葛山 雅	総括指導主事			
	宮脇 剛	指導主事			
	吉田 英司	学校教育指導主事			
生涯学習課	福山 誠一	課長			

【事務局アドバイザー】

分 野	氏 名	役 職
アドバイザー	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役

第 1 回宇治市部活動地域移行検討委員会 座席表



宇治市部活動地域移行検討委員会設置要項

（目的及び設置）

第1条 宇治市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図ることを目的とし、学校と地域との連携による部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域移行に向けた課題等を総合的に検討するため、宇治市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（担任事項）

第2条 委員会は、部活動の地域移行に係る次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域移行後の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒、保護者、教職員及び各種団体等への調査に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域移行に関し必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ・文化団体の関係者
- (3) 中学校の関係者
- (4) PTA関係者
- (5) その他教育長が適当であると認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育部教育支援センター学校教育課及び産業観光部文化スポーツ課において処理する。

（補則）

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、令和6年7月25日から施行する。

2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

宇治市部活動地域移行検討委員会の会議の公開に関する要項

（趣旨）

第1条 この要項は、宇治市部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催会議の事前公表）

第2条 委員会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合は、この限りでない。

（会議の公開）

第3条 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

（会議の非公開）

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする理由を明らかにした上で、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）に関し、協議等をする場合

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

（傍聴席の区分）

第5条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第6条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

（傍聴の手続）

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 鈍器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑又は騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(委員長の指示)

第10条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要項に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第13条 委員会は、会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く。)を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

（会議録の公開）

第 1 4 条 委員会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

（その他必要な事項）

第 1 5 条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。

令和6年度 宇治市部活動地域移行検討委員会 今後の予定

宇治市部活動地域移行検討委員会事務局

1 協議事項

- (1)【仮称】宇治市推進指針（案）について
- (2) 令和7年度実証事業の実施計画について

2 会議予定（案）

回	時期	想定している内容
第1回検討委員会	7月25日（木）	委嘱状交付 委員長、副委員長の選出 宇治市の学校部活動の状況について 国が進める地域移行について 学校部活動の地域連携・地域移行に関するアンケートについて 各団体の現状について
第2回検討委員会	9月上旬	学校部活動の地域連携・地域移行に関するアンケートの内容について 【仮称】宇治市推進指針（案）について 令和7年度実証事業の実施計画について
第3回検討委員会	11月上旬～中旬	学校部活動の地域連携・地域移行に関するアンケートの結果報告 【仮称】宇治市推進指針（案）について 令和7年度実証事業の実施計画について
第4回検討委員会	1月末～2月上旬	【仮称】宇治市推進指針（案）の策定 令和7年度実証事業の実施計画の策定 令和7年度に向けて